

## 浜松市市民の森及び保存樹等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市緑の保全及び育成条例(昭和62年浜松市条例第14号。以下「条例」という。)に基づく市民の森、及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号。以下「法」という。)並びに条例に基づく保存樹・保存樹林(以下「保存樹等」という。)に係わる事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(市民の森の指定)

第2条 市長は、市民の森を指定したときは、条例第7条第3項の規定により、所有者等に対してその旨を指定通知書(第1号様式)をもって通知するものとする。

(市民の森の指定の解除)

第3条 市長は、条例第12条第1項の規定に基づき市民の森の指定を解除したときは、浜松市景観審議会へ報告するものとする。

2 市長は、条例第12条第2項の規定に基づき市民の森の指定を解除するにあたっては、浜松市景観審議会及び当該市民の森の所有者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、市民の森の指定を解除したときは、条例第12条第3項において準用する条例第7条第3項の規定により、所有者に対してその旨を、指定解除通知書(第2号様式)をもって通知するものとする。

(保存樹等の指定)

第4条 市長は、保存樹等を指定したときは、法第2条第2項の規定により、所有者等に対してその旨を指定通知書(第3号様式)をもって、所有者等に通知するものとする。

(指定の解除)

第5条 市長は、法第3条第1項の規定に基づき保存樹等の指定を解除したときは、浜松市景観審議会へ報告するものとする。

2 市長は、法第3条第2項の規定に基づき保存樹等の指定を解除するにあたっては、浜松市景観審議会及び当該樹木等の所有者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、保存樹等の指定を解除したときは、法第3条第4項の規定により、所有者に対してその旨を指定解除通知書(第4号様式)をもって通知するものとする。

(報償金の交付)

第6条 市長は、条例第13条及び法第9条の規定に基づき、市民の森及び保存樹等の所有者等に対して報償金を交付することができる。

(報償金の額)

第7条 報償金の額は、次のとおりとする。

(1) 市民の森については、1平方メートル当たり年額40円

(2) 保存樹については、1本当たり年額1万円

(3) 保存樹林については、1箇所当たり年額5万円

2 年度の途中において市民の森又は保存樹等を指定し又は解除したときの報償金の額は、月割で計算した額(100円未満の端数は、切り捨てる。)とする。この場合において、その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(報償金の手続き)

第8条 市民の森及び保存樹等の報償金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、定められた時期までに市長に提出するものとする。

(1) 市民の森指定報償金交付申請書(第5号様式)又は保存樹等指定報償金交付申請書(第6号様式)

(2) 管理状況報告書(第7号様式)

2 市長は、前項の規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は、市民の森及び保存樹等に対する報償金の交付を決定し、申請者に決定通知書(第8号様式)をもって通知する。

(報償金の取り消し等)

第9条 市長は、報償金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は交付した報償金の返還をさせることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な行為によって交付を受けようとしたとき。

(3) 市税を滞納しているとき。

附 則

この要綱は、昭和52年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 8月 1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

（あて先）住所

氏名

様

浜松市長

市民の森指定通知書

浜松市緑の保全及び育成条例第7条第3項の規定に基づき、下記の土地を市民の森として指定したので通知します。

記

土地の所在	
地目	
地積（ $m^2$ ）	$m^2$
権利の種類	
備考	

第2号様式（第3条関係）

浜松市指令第 号  
年 月 日

（あて先）住所  
氏名 様

浜松市長

### 市民の森指定解除通知書

浜松市緑の保全及び育成条例第12条第3項の規定により、下記の通り市民の森の指定を解除したので通知します。

記

指定年月日 及び指定番号	年 月 日	市民の森 第 号
所在地	浜松市 区	
解除年月日		

第3号様式（第4条関係）

浜松市指令第 号  
年 月 日

（あて先）住所  
氏名 様

浜松市長

保存樹等指定通知書

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第2項の規定により、  
下記の樹木等を保存樹等として指定したので通知します。

記

指定年月日及び 指 定 番 号		
樹 種 (主な構成樹種)		
所 在 地		
樹 木 の 特 徴	樹高 m	幹周(1.5m地点) m
	葉張 m	
所 有 者	住所 氏名 連絡先	
摘 要		

第4号様式（第5条関係）

浜松市指令第 号  
年 月 日

（あて先）住所  
氏名 様

浜松市長

### 保存樹等指定解除通知書

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第4項の規定により、  
下記の樹木等の指定を解除したので通知します。

記

指 定 番 号	
樹 種 (主な構成樹種)	
所 在 地	
所 有 者	住所 氏名 連絡先
解 除 年 月 日	

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所 〒  
浜松市 区

申請者氏名 ⑩

電話番号

### 市民の森指定報償金交付申請書

浜松市市民の森及び保存樹等事務取扱要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の通り申請します。

#### 記

- 1 指定報償金（合計） 円  
ただし、市民の森の保全に対する援助として

2 指定地

指定地	指定地積 (㎡)	単 価 (円)	報償額 (円)
		40	

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 〒  
浜松市 区

申請者氏名 ⑩

電話番号

## 保存樹等指定報償金交付申請書

浜松市市民の森及び保存樹等事務取扱要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の通り申請します。

### 記

- 1 指定報償金 円  
ただし、保存樹等の保全に対する援助として
- 2 樹 種
- 3 指 定 番 号 保存樹・保存樹林 第 号
- 4 所 在



管 理 状 況 報 告 書

指定番号等	
所有者または管理者 の住所氏名	住所 氏名
市民の森の 管理の状況 (各項目について、 又は のどちらか に をつけてくださ い。 の「実施」に をつけた場合は、 実施回数を記入して ください)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草、清掃                      実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 枝払い                              実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 間伐                                  実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 管理者                              名義人又はその家族      業者</li> </ul>
保存樹等の 管理状況 (各項目について、 又は のどちらか に をつけてくださ い。 の「実施」に をつけた場合は、 実施回数を記入して ください)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草、清掃                      実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 病虫害防除                      実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 施 肥                                  実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 剪 定                                  実 施 (      回 )              未実施</li> <li>・ 樹木の育成状況                  良 好                          不 良</li> </ul>
その他、市民の森及 び保存樹等の維持の ために実施したこ と、また今後の管理 計画があればご記入 ください。	
備考	

